

演習 刑事訴訟法 2023年10月号参考文献

一橋大学教授 緑 大輔

* 学習者が比較的容易に手にとることができる文献を中心に掲げる（一部、やむを得ず論文集等を掲げる場合がある）。

1. 訴因変更の必要性の概説

- ・川出敏裕『判例講座刑事訴訟法 公訴提起・公判・裁判・上訴篇〔第2版〕』（立花書房，2023年）85-108頁。
- ・宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣，2018年）250-258頁。
- ・酒巻匡『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣，2020年）294-302頁。
- ・池田公博=笹倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣，2022年）148-151頁。
- ・田淵浩二『基礎刑事訴訟法』（日本評論社，2022年）147-149頁。
- ・吉開多一ほか『基本刑事訴訟法II 論点理解編』（日本評論社，2021年）187-196頁。
- ・斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』（日本評論社，2019年）262-281頁。

2. 訴因変更の必要性和過失犯

- ・古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣，2021年）252-274頁。
- ・大澤裕=植村立郎「共同正犯の訴因と訴因変更の要否（最三小決平成13年4月11日刑集55巻3号127頁）」法教324号（2007年）80頁以下。
- ・川出敏裕「訴因の構造と機能」曹時66巻1号（2014年）1頁以下。
- ・宇藤崇「過失犯の訴因における『罪となるべき事実』の記載——訴因の明示・特定をめぐる議論の一断面」曹時67巻6号（2015年）1頁以下。
- ・堀江慎司「訴因変更の要否について」三井誠先生古稀祝賀論文集（有斐閣，2012年）585頁以下。
- ・樋口亮介「注意義務の内容確定基準——比例原則に基づく義務内容の確定」『山口厚先生献呈論文集』（成文堂，2014年）195頁以下。
- ・田口守一『刑事訴訟の目的〔増補版〕』（成文堂，2010年）235頁以下。

ステップアップ

不真正不作為犯は、過失犯と似た構造を有している。不真正不作為犯が成立するためには、作為義務を課する根拠となる事実が同定され、作為義務の内容が設定され、不作為の態様が認定される必要があるだろう。この構造の類似性に着目すれば、訴因変更の必要性の有無は過失犯の場合と同じように考える立場がありうる。他方で、過失犯における新旧過失論のような犯罪論上の体系が訴因の明示・特定や訴因変更にも影響すると考えるならば、不真正不作為犯における作為義務の性質について過失同様に検討しなければ、過失犯と同じ判断枠組みで訴因変更を議論できるか否かを決められない（演習本文は、新旧過失論は訴因の明示・特定や訴因変更には差し当たって影響しないという立場によった。）。